

## 道路標識の寸法について

関係法律	道路法第45条
法律の内容	これまで全国一律に制定されていた市道の道路管理者が設ける道路標識の様式に係る基準のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるもののほかは、内閣府令・国土交通省令で定める基準を参酌して、市道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとされました。
国の基準令	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
独自基準の制定	市において検討した結果、現在まで国の基準により適切に整備及び管理しているため国の定める基準の内容を条例基準として決めました。
用語の説明	道路標識とは道路利用者に必要な情報をお知らせする表示板です。
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	建設課 63-8825